

相馬港、松川浦漁港等における釣り禁止区域周知看板の設置について

今般、当事務所では、相馬港及び管内漁港における釣り禁止区域の周知看板を設置しました。その経緯・理由についてお知らせいたします。

記

・相馬港におきましては、荷役作業の支障になることや事故防止を図るため、従来から関係者以外の立ち入りを禁止してきたところですが、また、「国際航海船舶及び保安の確保に関する法律」が平成16年に施行されたことにより、港湾におけるテロ行為対策が強化され、関係者以外の立ち入りに対しては、さらに厳しい制限を行う必要が生じているところです。

・松川浦漁港や釣師浜漁港をはじめ、各漁港におきましては、従来から漁港管理に関する法律・条例により漁業行為が優先されているところです。これまでは、危険箇所（防波堤や工事区域等）には立入禁止柵や看板の設置、岸壁付近には漁業行為優先を周知する看板の設置をするなどして釣り人への注意喚起を行ってまいりましたが、漁業者からの注意に従わない方や、漁船の近くに無断駐車するなどして漁業者とトラブルを起こす方が後を絶たず、今般、地元漁協から立入りを禁止するよう強い要請があったところです。

・当事務所においてもパトロールを毎週行う中で、漁港内や危険箇所への立入状況を確認し、釣り人への声掛けなどで対処してまいりましたが、近年は、柵の鍵を壊して防波堤に立ち入る方、漁業者が作業しているすぐ傍で釣りをされる方、危険防止を呼び掛けても聞き入れていただけない方が増えてきている状況です。

・ご承知のように相馬港及び松川浦漁港の水深は浅いところでも3メートル、深い場所では14メートルあり、転落すると自力で登ることができません。転落事故の際は、近くの漁業者や漁船が救助しており、過去には、死亡事故も発生しております。

・一方で、相馬港及び各漁港の復旧工事の完了に合わせて、5号ふ頭の釣り公園や1号船溜まりの釣り棧橋が整備されたことから、そうした転落防止柵が設置された区域以外を釣り禁止区域とし、安全に釣りをお楽しみいただける施設への誘導を図ったところです。

・引き続き、当事務所としましては、関係法令を踏まえ港湾・漁港の円滑な管理・運営を図るとともに、利用される皆様の安全を第一に考えて様々な取組を行ってまいりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

令和2年8月18日

福島県相馬港湾建設事務所